

法令適用事前確認手続（回答書）

職需発 0816 第 2 号

令和 6 年 8 月 16 日

株式会社フィナンシャル
代表取締役 合田千華 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課長

令和 6 年 7 月 17 日付けをもって照会のあった件につきまして、厚生労働省における法令適用事前確認手続に関する訓令（平成 14 年厚生労働省訓第 29 号）第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会の対象となった法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった行為については、照会の対象となった法令の条項の適用の対象とならない。

2 照会のあった行為が照会の対象となった法令の条項の適用の対象とならないことに関する見解及びその論拠

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 43 条の 2 の規定は、労働者になろうとする者に関する情報を収集して行う募集情報等提供を業として行おうとする場合に、当該業（特定募集情報等提供事業）を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、氏名又は名称及び住所その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならないことを定めるものである。

本照会において、貴社が行おうとしている行為は、求人者及び求職者の両者が各々で情報を開示してやり取りする物理的場所を提供する行為であり、労働者になろうとする者に関する情報の収集は行わないとのことであるため、特定募集情報等提供事業には該当しない。

したがって、本照会のあった行為を行う場合には、職業安定法第 43 条の 2 の適用の対象とはならない。

以上